## 367

質問第二六七号平成二十二年四月九日提出

ネットの青少年保護対策に関する質問主意書

提出者

馳

浩

## ネットの青少年保護対策に関する質問主意書

月二十五日付の日本経済新聞によると、 「携帯ネットやインターネットにからむ青少年保護対策で、 通

信関連業界が難問に直面している。」とのことである。

「青少年に健全なネット環境を整備する」ことは重要なことである。しかし、一方では、

「通信の秘密

は、 表現の自由とともに憲法二十一条で保障され、国に検閲を禁じている」。

このように、ともに重要な利害が衝突した場合にどの価値観を優先するかは、 国民が自由な生活を送る上

で極めて重大な関心を抱く事項である。

そこで、次の事項について質問する。

同紙によると、 「運営会社は児童買春を防ぐため青少年の異性交遊につながる書き込みを規約で制限

監視要員が警告や削除する対応をとっている。しかし、加入者同士の一対一のやりとりができる [*///* 

ニメール』の取り扱いが問題化」したとある。「ミニメールの監視は規約の 『包括的同意』では十分かど

うか問題がある」が、この点に関し、政府の見解を問う。

また、 「特定のサーバーやサイトをあらかじめ指定し、プロバイダーが自動的に閲覧できなくする」ブ

をどのように行うべきかについて、 ロッキングについて、 「どのサイトが対象になるかという表現規制問題」 政府の見解を問う。 がある。 この点、 サイトの選定

三さらに、 通信行為を監視し制限すること」が憲法二十一条の趣旨に違反しないか、 「ブロッキングについては利用者の同意をとることは考えにくく、」 政府の見解を問う。 「通信事業者が利用者の

四 うな警察当局 化は事業者の責任』 同紙によると、 の対応は、 「今回の議論のきっかけは青少年保護の世論を背景に警察当局などから『ネットの健全 と強く迫られた結果だが、」「事業者は通信内容に関与しない立場」である。 民間事業者に憲法の趣旨に反する行動をとらせることとなる点で問題ではない このよ

五 は憲法で定められた人権であり、 通信の秘密を優先する方向で対応を考えるべきではないか、政府の見解を問う。 「青少年に健全なネット環境を整備する」ことは重要な事項である。 より重要な価値観であると考える。両者が衝突した場合、 しかし、 表現の自由 表現の自由 通信 の秘密

か、

政府

の見解を問う。

六 分野」において、 同紙も指摘しているとおり、 表現の自由が侵害されるおそれがある。 「違法・有害情報全般、 ひいては政権に都合の悪い言論統制など、 そもそも、 このような通信の存在 ・内容を規制 幅広い

政府の見解を問う。

右質問する。